

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付事業に係る  
金融機関公募要領

1. 事業目的

この事業は、金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部を利子補給することにより、地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進することを目的とする。

2. 事業内容

公益財団法人日本環境協会【財団法人日本環境協会は、平成25年4月1日より公益財団法人へ移行しました】（以下「協会」という。）に設置された環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給基金（以下「基金」という。）の取崩し及び運用による収入により、金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部（1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率を貸付残高に乗じた額）を利子補給することにより助成する事業である。

3. 交付の対象

利子補給金の交付の対象となる金融機関は、(1)のとおり。なお、利子補給金は、(2)に掲げる要件の全てを満たす融資について交付する。

(1) 公募対象金融機関

- ① 銀行
- ② 信用金庫及び信用金庫連合会
- ③ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ④ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ⑦ 農林中央金庫
- ⑧ 株式会社商工組合中央金庫
- ⑨ 株式会社日本政策投資銀行

(2) 融資の要件

- ① 別紙1に定める複数の基準により事業者の環境配慮の取組について審査及び評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度により当該融資を行うものであること。なお、審査及び評価については、委託することを妨げない。

なお、金融機関において、採択後に環境配慮型融資を商品化する場合は、採択後2ヶ月以内に商品化しなければならない（2ヶ月を超えても商品化されていないときは、採択決定を取り消すことがある。）。

- ② 融資先である事業者（以下「融資先事業者」という。）が、次のいずれかを金融機関に対して誓約するものであり、金融機関において、当該誓約の内容の達成に係るモニタリングを行うことが可能な体制があること。モニタリングについては、委託することを妨げない。

なお、誓約する二酸化炭素排出原単位及び二酸化炭素排出量の把握の対象範囲は、事業者単位又は事業所（融資対象の設備が設置される事業所）単位とする。

- イ 誓約単位年度3年度の間に二酸化炭素排出原単位（排出する二酸化炭素総排出量を生産量又はその代替値（売上高等）で除した数値をいう。以下同じ。）を3%以上改善すること。
- ロ 誓約単位年度3年度の間に二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。
- ハ 誓約単位年度5年度の間に二酸化炭素排出原単位を5%以上改善すること。
- ニ 誓約単位年度5年度の間に二酸化炭素排出量を5%以上削減すること。
- ③ 融資資金の用途を地球温暖化対策に係る設備投資のための資金とし、資金用途及び工事完了を確認する体制があること。
- ④ 平成26年2月10日までに、融資期間の初日が設定されていること。
- ⑤ 融資資金の用途は、同じ内容の事業で他の省庁などから国庫補助金等を既に取得し、又は同時に取得する事業ではないこと。

#### 4. 利子補給金の額及び事業規模等について

##### (1) 利子補給金の額

利子補給金の額は、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とする。ただし、当該額の合計が基金の造成額を超える場合にあっては、基金の造成額の範囲内において算出するものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

- A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高
- B 当該単位期間における融資残高の存する日数
- C 1%又は貸付利率の3分の2又のうちいずれか低い方の利率

単位期間：3月11日から同年9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間。ただし、7月11日から同年9月10日までの期間又は1月11日から同年3月10日までの期間に開始された融資に係る第1回目の単位期間は、当該融資の開始の日から翌年3月10日までの期間又は当該融資の開始の日から同年9月10日までの期間とすることができる。

##### (2) 利子補給対象融資限度額

20億円/件（基金の執行状況に応じて変更することがあり得る。）

##### (3) 利子補給総額

約4億円

##### (4) 利子補給の期間

利子補給の期間は、当該融資の開始の日から3年を経過するまでの間（ただし、融資期間を超えないものとする。）とする。

金融機関は、融資先事業者に次のいずれかを誓約させ、その達成状況を把握する（誓約期間中に目標が達成された場合であっても、誓約期間中は引き続き状況の把握が必要）。その結果、誓約の内容が達成されていない場合には、利子補給金を、誓約の内容の未達成の割合に応じて返還すること。

- ① 誓約単位年度3年度の間に二酸化炭素排出原単位を3%以上改善すること。
- ② 誓約単位年度3年度の間に二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。
- ③ 誓約単位年度5年度の間に二酸化炭素排出原単位を5%以上改善すること。
- ④ 誓約単位年度5年度の間に二酸化炭素排出量を5%以上削減すること。

(5) 設備投資の対象範囲

地球温暖化対策に係る設備投資であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に工事を開始するもの。
- ② 平成26年3月31日までに工事が完了するもの。  
ただし、平成25年4月1日以降に融資期間の初日を設定している場合は、平成27年3月31日までに工事が完了するもの。
- ③ 融資期間の初日までに工事を開始している場合は、融資期間の初日の時点において工事が継続していること。
- ④ 全ての工事が一体のものであり、一貫性があると認められるもの。

5. 採択の審査及び結果通知について

審査スケジュール

応募後、次のとおり順次審査を実施。

(1) 書類審査

応募書類を査読し、順次書類審査を実施。

(2) ヒアリング審査

必要に応じ、順次ヒアリング審査を実施。

ヒアリングを実施する場合は、あらかじめ、金融機関へ連絡する。

(3) 審査結果の通知

上記を経て、採択機関を決定。なお、結果（採択又は不採択）は、書面で通知する。

6. 応募書類の提出について

(1) 受付期間

平成25年2月1日（金）～9月30日（月）17時必着

(2) 提出資料について

- ① 提出に際しては、本公募要領にて様式を定めているものは必ずその様式を使用すること。提出書類の用紙の大きさはA4版とし、可能な限り両面印刷とすること。
- ② 提出書類の中央下に通しページを必ず付けること。
- ③ 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面にて行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行う。適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけ分かりやすくすること。なお、審査期間中、必要に応じて追加説明資料の提出を求める場合がある。
- ④ 提出書類等や追加説明資料の用途は、審査目的に限定する。なお、提出書類等は返却しない。

<提出書類>

- ・ 応募申請書（様式指定）
- ・ 定款（又はそれに準ずるもの）及び登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ・ 過去3年分の貸借対照表及び損益計算書（ディスクロージャーの提出も可能だが、該当箇所に必ず付箋で年度を記載すること。）
- ・ その他参考となる資料（申請書の補足資料、3.（2）①の融資制度による融資実績等）

(3) 提出方法

応募される金融機関は、提出書類及び添付資料の1部を上記期間に郵送にて提出すること（提出期限必着のこと）。封書の宛名面には、「環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付事業応募」と明記すること。

(4) 提出先及び問合せ先

応募書類の提出先及び問合せ先は下記のとおり。

〒103-0002

東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階

公益財団法人日本環境協会 担当：堀河

電話：03-5643-6262

FAX：03-5643-6250

8. その他

上記の他必要な事項は、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付事業業務方法書による。

(別紙1)

### 公募要領3. (2) 融資の要件の①について

利子補給金交付事業の対象となる「環境配慮型融資」とは、「経営全般事項」「事業関連事項」「環境パフォーマンス事項」の3事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度とする。3事項に求める具体的な項目は以下のとおり。金融機関の採択に当たっての評価基準は別紙2とする。なお、環境格付のランク・評点及び金利優遇幅は、金融機関が自由に定めてよいものとする。

#### 1. 経営全般事項

経営全般に関する事項として、以下の6項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。

- ① コーポレートガバナンス
- ② コンプライアンス
- ③ リスクマネジメント
- ④ パートナースhip (社会貢献活動等)
- ⑤ 従業員への環境教育
- ⑥ 情報開示

#### 2. 事業関連事項

事業に関連する事項として、以下の4項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお、②～④については、正当な理由がある場合に限り、業種により項目の変更(削除を含む。)を認めるものとする。

- ① 設備投資
- ② 製品・サービス
- ③ サプライチェーンにおける環境配慮
- ④ リサイクル対策

#### 3. 環境パフォーマンス事項

環境パフォーマンスに関する事項として、以下の6項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお、②～⑥については、正当な理由がある場合に限り、業種により項目の変更(削除を含む。)を認めるものとする。

- ① 地球温暖化対策
- ② 資源有効利用対策(資源投入量、廃棄物等)
- ③ 水資源対策
- ④ 大気汚染対策
- ⑤ 化学物質対策
- ⑥ 生物多様性対策

## (別紙2)

評価項目	要求要件	評価区分	得点配分			採点基準		基準点
			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
経営全般事項								
①コーポレートガバナンス	環境面におけるコーポレートガバナンスについて審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境問題に対するトップマネジメントによる責任体制の確立と、組織における環境配慮の取り組み（環境マネジメントシステムの取り組み状況等）について詳細に審査し、体制の整備状況の把握及び評価を行っている。	-
②コンプライアンス	環境面における法令遵守の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境法令を遵守するための体制や遵守状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
③リスクマネジメント	環境面におけるリスクマネジメントの状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境面でのリスクマネジメント体制やリスクへの対応状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
④パートナーシップ	環境面における社会貢献活動等の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境面での社会貢献活動や環境コミュニケーション、NGO・NPO等とのパートナーシップの状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑤従業員への環境教育	従業員への環境教育の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における従業員への環境教育の体制や状況について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
⑥情報開示	環境情報開示の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境報告書の発行など、組織における環境情報（不利益情報を含む）開示の体制や状況について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
事業関連事項								
①設備投資	設備投資における環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境関連の設備投資費用や設備導入の際の環境配慮等、設備投資における環境配慮の状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-
②製品・サービス	製品・サービスにおける環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	自社が供給する製品・サービスにおける環境配慮の状況（ライフサイクルアセスメントの実施や環境に配慮した製品やサービスを積極的に提供すること等）について詳細に審査し、評価を行っている。	-
③サプライチェーンにおける環境配慮	サプライチェーンにおける環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	取引先に環境配慮を促す取り組みや、グリーン購入への取り組み状況、物流にかかわる環境負荷削減等、サプライチェーンにおける環境配慮の状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-
④リサイクル対策	使用済み製品のリサイクル・リユースの状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	組織におけるリサイクル体制やリユースの状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-

環境パフォーマンス事項								
①地球温暖化対策	温室効果ガス等の地球温暖化対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	必須	30	15	15	評価項目についての審査及び評価がある。	温室効果ガス排出量や総エネルギー投入量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
②資源有効利用対策	総物質投入量・廃棄物等総排出量等の資源有効利用対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	評価項目についての審査及び評価がある。	総物質投入量・廃棄物等総排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
③水資源対策	水資源投入量・総排水量等の水資源対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	水資源投入量・総水量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
④大気汚染対策	大気汚染物質の排出量等の大気汚染対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	大気汚染物質の排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑤化学物質対策	化学物質の排出量等の化学物質対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	化学物質の排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑥生物多様性対策	事業活動における生物多様性への依存状況及び影響の把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	事業活動における生物多様性への依存状況、影響の把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
合計			300	120	180		採択基準点	200

- ・採択基準点を200点とし、基準点を超える申請者は採択とする。
- ・基礎点部分の採点は、評価項目における審査及び評価を行っている場合には、当該基礎点全部を得点とする。
- ・加点部分の採点は、配点5点の場合、採点基準に基づき、優；5点、良；3点、可；1点、不可；0点、の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
- ・必須項目において、基礎点に「不可；0点」がある場合は、他の項目における点数に関わらず不採択とする。

(様式)

平成 年 月 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 殿

住 所  
金融機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

環境配慮型設備投資緊急支援助子補給金交付事業に係る  
金融機関の応募について

標記について、下記のとおり応募します。

記

1. 申請者の概要

- (1) 名称
- (2) 代表者役職及び氏名
- (3) 本社所在地、電話番号
- (4) 設立年月日
- (5) 役員氏名
- (6) 従業員数  
(組合等の場合にあつては、専従役員数を記入すること。)
- (7) 資本の額又は出資の総額 (単位：万円)  
(株式会社にあつては、受権資本の額及び払込済み資本の額を記入すること。)
- (8) 資本金又は出資金の構成 (単位：%)  
(主な株式又は出資者の構成等を示すこと)
- (9) 金融機関全体の組織図  
(担当部課等の体制及び配置人数等を記入すること。)
- (10) 担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス  
※本社所在地と担当者の部署の住所が違う場合は、住所を記載してください。

2. 環境配慮型設備投資緊急支援助子補給金交付事業に係る金融機関公募要領 3. (2) ①～③の  
条件を満たす融資制度・体制について

- ① 環境格付方法、体制等と優遇幅について
- ② モニタリング方法・体制等について
- ③ 融資資金の使途の確認方法等について

(注1) 上記融資制度・体制について説明してください。また必要に応じて根拠資料を添付してください。

(注2) ①の根拠資料については、別紙の項目を満たしていることが明確に分かるよう、適宜注釈を加えるなどしてください。

(注3) ②、③の根拠資料については、金融機関内のモニタリングや確認の体制が分かる図などを作成してください。



【記載例】

(様式)

平成 25 年 xx 月 xx 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 殿

東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16  
株式会社日本環境銀行  
代表取締役 日本 太郎 印

環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付事業に係る  
金融機関の応募について

標記について、下記のとおり応募します。

記

1. 申請者の概要

- (1) 名称：株式会社日本環境銀行
- (2) 代表者役職及び氏名：代表取締役 日本太郎
- (3) 本社所在地：東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16  
電話番号：03-5643-6262
- (4) 設立年月日：1977 年 3 月 15 日
- (5) 役員氏名
  - 取締役頭取：●●●●
  - 取締役副頭取：●●●●、●●●●
  - 取締役：●●●●、●●●●
  - 監査役：●●●●、●●●●、●●●●
- (6) 従業員数：2,000 名
- (7) 資本の額又は出資の総額：200 億円
- (8) 資本金又は出資金の構成（単位：％）
  - 10.5％
  - 12％
  - 5％
- (9) 金融機関全体の組織図：別紙 1 参照
- (10) 担当者氏名：法人営業部 環境花子  
電話番号：03-5643-6262  
FAX 番号：03-5643-6250  
E-mail アドレス：[keieikikin@japan.email.ne.jp](mailto:keieikikin@japan.email.ne.jp)  
※本社所在地と担当者の部署の住所が違う場合は、住所を記載してください。

2. 環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付事業に係る金融機関公募要領 3. (2) ①～③の  
条件を満たす融資制度・体制について

※ 別紙に記載いただいても結構です。

① 環境格付方法、体制等と優遇幅について

- ・ 環境格付の実施方法を記載ください。
  - ・ 上記の体制をフロー図等で記載ください。
  - ・ 環境格付の評価基準と評価項目および点数、格付後の金利優遇の格付・点数がわかる一覧表を記載ください。
  - ・ この他に金融機関が作成されている書類がある場合は添付してください。（例：質問用紙、格付けを行うためのマニュアルなど）
- ② モニタリング方法・体制等について
- ・ CO2 排出量及び CO2 排出原単位分母のモニタリング等の確認方法等を記載ください。（モニタリングは、誓約期間内の年度毎に提出いただく事業状況報告書と申請時に提出いただく事業計画書基準年度で実施していただきます。）
  - ・ 上記の体制をフロー図等で記載ください。
- ③ 融資資金の使途の確認方法等について
- ・ 資金使途の確認方法を記載ください。

(注1) 上記融資制度・体制について説明してください。また必要に応じて根拠資料を添付してください。

(注2) ①の根拠資料については、別紙の項目を満たしていることが明確に分かるよう、適宜注釈を加えるなどしてください。

(注3) ②、③の根拠資料については、金融機関内のモニタリングや確認の体制が分かる図などを作成してください。